

令和元年度第1回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	令和元年8月6日(火) 中央合同庁舎第2号館地下1階 庁舎管理室会議室
構成員(敬称略)	座長 北大路 信 郷 株式会社政策情報システム研究所代表取締役所長 構成員 有 川 博 愛国学園大学人間文化学部教授 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト 構成員 片 桐 春 美 公認会計士

<p>【抽出案件1】(一般競争入札・最低価格札方式)</p> <p>契約件名：情報通信技術の委託研究開発における経理状況検査に係る業務の請負</p> <p>契約相手方：PwCあらた有限責任監査法人</p> <p>契約金額：12,949,200円(落札率95.92%)</p> <p>契約締結日：平成30年11月8日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
<p>(北大路座長)</p> <p>本件調達はどのような役務内容か。</p>	<p>総務省が実施している情報通信技術の委託研究開発について、経費の執行状況に関し豊富な知識等を有する外部専門家の能力を活用して検査を実施するため、外部機関に請け負わせるもの。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>本件調達に係る委託研究開発の契約件数及び総額は。</p>	<p>契約件数は50件を超え、総額は41億円程度。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>本件調達が1者入札になった理由をどう考えるか。</p>	<p>本調達については、請け負わせる検査の対象となる委託研究開発の契約先が確定しない限り、検査対象箇所や人件費支出対象員数など、請負に要する工数を見積もる為の情報が揃わないことから、契約締結が年度後半以降にならざるを得なかったこと、及び経理検査対象となる受託先の延べ数が例年と比較して増加したことから、検査業務の作業量の増加に見合った人的リソースを確保できる会計監査法人が極めて限られていたためと推測される。</p>

<p>(北大路座長)</p> <p>本件調達は、構造的に1者応札にならざるを得ない業務ではないのか。</p>	<p>本件調達については、30年度は1者の応札であったが、今年度は3者、29年度は3者、28年度は3者、27年度は4者、26年度は3者、25年度は4者の応札があったことから、ご指摘には当たらないと考える。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>本件調達について、過去の応札では、違う者が応札しているのか。</p>	<p>応札者が異なる場合もあり、請負者が異なる場合もある。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>本件調達は最低価格札方式によって行われているが、検査の質とか経験とかは求めない調達内容なのか。</p>	<p>経理検査についての一定の専門的知識等が必要である。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>本件調達は会計法令上の検査職員の検査とどのような関係になるのか。</p>	<p>本件で経理状況検査の請負がなされる各委託研究開発については、会計法令上の検査職員として、担当部局の職員が任命され責任を負っている。</p> <p>本件調達は、人件費、物件費の積み上げの内容及び証拠書類が適切であるか等の外形的な経理状況検査を請負わせているものであり、会計法令上の検査職員の業務の補助に相当する。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>本来職員が行うべき検査が業者へ丸投げにならないような業務フローになっているのか。</p>	<p>最終的な検査確認は、本件調達に係る各委託研究開発の検査職員が行っている。</p> <p>基本的には、業者の検査時にも職員が同席して合同で検査を行っている。</p>

【抽出案件2】（一般競争入札・総合評価落札方式）

公共安全LTEの技術的条件の策定に向けた調査検討

契約相手方：一般財団法人日本宇宙フォーラム

契約金額：27,648,000円（落札率100%）

契約締結日：平成31年2月21日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
<p>(有川委員)</p> <p>本件調達はどのような役務内容か。</p>	<p>新たに我が国において実現を目指す「公共安全LTE」の技術的条件の制度整備をはじめとした詳細な検討に先立ち、これに対する関係省庁・関係機関の理解を深めるとともにその統一を図り、その上で具備すべき機能等のニーズを把握し、将来の検討に活かすことを目的に調査検討を実施したものの。</p> <p>本件では、主に、関係省庁・関係機関に対して作成した公共安全LTEの実現像や利用シーンに関するパネル、諸外国で利用されている関連機材、さらには公共安全LTEの実現イメージを体感できるような実機やデモンストレーションを紹介しながら、我が国で実現すべき公共安全LTEに関するニーズや期待する技術的性能や具備すべき機能等に関する意見見交換を行ったものの。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>契約内容から、当初想定した履行期間は。</p>	<p>公共安全LTEについては、平成30年8月の電波有効利用成長戦略懇談会（以下「懇談会」という。）のとりまとめをもって、平成31年度（令和元年度）から我が国におけるその実現に向けた詳細な検討を進める予定としていたところ、平成30年8月の懇談会のとりまとめをもって関係省庁との調整や調達手続き等を速やかに進め、当初その履行期間を平成30年11月頃から3月末頃までとして想定していたもの。</p> <p>しかしながら、本調査検討の実施をはじめとした公共安全LTEの取組に関し、懇談会とりまとめ後に関係省庁との間で事前調整を行ったものの、一定の同意を得ることに想定以上に時間を要してしまい、本件、年度末が差し迫った中での契約となってしまったもの。</p>

<p>(有川委員)</p> <p>契約が年度末近くになったことについて、どのように分析しているか。</p>	<p>公共安全LTEについては、平成30年8月の電波有効利用成長戦略懇談会（以下「懇談会」という）のとりまとめをもって平成31年度（令和元年度）から我が国におけるその実現に向けた詳細な検討を進める予定としていたところ、その後の検討を円滑に進めるためにも、限られた期間ではあるが、平成30年度内に関係省庁・関係機関の公共安全LTEに対する理解の統一を図るとともにそのニーズ等について調査を行うことが重要と考えていたもの。</p> <p>契約が年度末近くになってしまったことについては、本調査検討の実施をはじめとした公共安全LTEの取組に関し、懇談会とりまとめ後に関係省庁との間で事前調整を行ったものの、一定の同意を得ることに想定以上に時間を要してしまい、本件、年度末が差し迫った中での契約となってしまったもの。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>落札率100%となったことについて、どのように分析しているか。</p>	<p>本件は1回の入札で予定価格を下回る入札がなく、その後9回目の入札を経て落札されたものであり、結果として落札率が100%となったものと考えている。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>一者入札となったことについて、どのように分析しているか。</p>	<p>本件、懇談会とりまとめ後に速やかに競争性を確保しながら調達手続きが進められるよう、事前に2者と並行して入札に向けた打診を行ってきた。しかしながら、本調査検討の実施をはじめとした公共安全LTEの取組に関し、関係省庁との間で一定の同意を得ることに想定以上に時間を要してしまい、また、年度末が差し迫ってきた中で、うち1者については喫緊に対応すべき案件の増加によりそれに人員を充てざるを得なくなったため、一者応札となったものと考えている。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>事前に2者と並行して入札に向けた打診を行ってきたとのことだが、当該2者を選択した理由は。</p>	<p>一者は当省との契約実績のあるシンクタンク。もう一者は、シンクタンク以外で実績のある一般財団法人日本宇宙フォーラムを選定した。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>最初の段階で特定の者だけしかスター</p>	<p>今後、改善しないといけないと思う。</p>

<p>トラインに立てなかった状況にあるので、改善点が大きいと思われる。</p>	
<p>(有川委員) 総合評価の評価委員の選定方法は。</p>	<p>総合評価は、本件を担当する重要無線室長、同室課長補佐及び係長のほか、公共安全LTEに関連する業務を所管している移動通信課の同課長の計4名により評価を実施。</p>
<p>(北大路座長) 今後、本件調達に関連した調達を行う場合に、本件調達の契約業者が優位性を持つ可能性はあるか。</p>	<p>本件調達のようなニーズ調査は昨年限りで終了し、今後は技術的な検討を行う予定であり、より専門的なベンダーにお願いしたいと考えている。よって、本件調達の契約業者が優位性を持つことはないと思っている。</p>

<p>【抽出案件3】（一般競争入札・最低価格落札方式）</p> <p>公園遊具の安全点検</p> <p>契約相手方：内田工業株式会社</p> <p>契約金額：1,371,600円（落札率 99.3%）</p> <p>契約締結日：平成30年10月12日</p> <p>競争参加業者：2者</p>	
意見・質問	回答
<p>（園田委員）</p> <p>公園遊具の安全点検とはどのような作業を実施するのか。</p>	<p>当局が専門業者に依頼して実施した公園遊具の安全点検は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版、平成26年6月国土交通省）」及び「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014、平成26年6月一般社団法人日本公園施設業協会（略称JPFA））に基づく定期点検レベルの点検（規準診断及び劣化診断）作業である。</p>
<p>（園田委員）</p> <p>本件調達を総務省が実施すべき理由は。</p>	<p>行政評価局の地方支分部局が行う行政評価局調査は、定期的に異なる調査テーマを実施し、様々な行政分野について、業務運営の向上・改善等に資するため、実態・課題等の把握を行っている。</p> <p>当局では、公園遊具の多くが設置から相当年数経過していること、公園遊具による事故が後を絶たないことなどから、公園遊具利用者の安全確保等に資するため、平成30年8月から令和元年5月にかけて「都市公園における遊具の安全確保等に関する行政評価・監視」を実施した。</p> <p>その中で、公園遊具が利用者にとって安全に維持管理されているかどうかを把握するため、定期点検レベルの安全点検を実施することとした。点検に当たっては専門的知見や技術が必要であるため、国土交通省登録資格である「公園施設点検管理士」に依頼して、その施設管理状況を把握・検証させ、同行政評価・監視の質の向上に資するため実施したものである。</p>
<p>（園田委員）</p> <p>毎年実施しているのか、その場合落札業者は同じか。なぜ応札業者が2者なのか。</p>	<p>行政評価局調査は調査テーマを変えて実施するため、「都市公園における遊具の安全確保等に関する行政評価・監視」は毎年実施するものではなく、公園遊具の安</p>

	<p>全点検に係る契約を行うのは今回が初めて。</p> <p>応札業者が2者であったのは、国土交通省登録資格である「公園施設製品安全管理士」（一般社団法人日本公園施設業協会認定）を有する事業者で全省統一競争参加資格（東海北陸地区）を有する事業者4者全てに声かけを行ったが、入札参加意思のあった者が2者であったため。</p>
<p>（有川委員）</p> <p>本件調達は、どうして、他の管区局ではなく中部管区局で行うこととしたのか。</p>	<p>各管区局で優先度等を考慮して、各々違ったテーマで調達を行っている。</p> <p>地域計画を各管区局で行った後、オールジャパンに波及することもある。</p>
<p>（高橋委員）</p> <p>今回、対象がなぜ都市公園なのか。</p>	<p>予算の制限もあり、各基準が各省庁で別立てとなっているので、今回は国土交通省の基準を調査できるものに限定した。</p>

<p>【抽出案件4】（一般競争入札・最低価格落札方式）</p> <p>電波監視用備品（広域帯受信機ほか2式）の購入</p> <p>契約相手方：荒木電機工業株式会社</p> <p>契約金額：14,479,560円（落札率99.997%）</p> <p>契約締結日：平成31年3月13日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
<p>（高橋委員）</p> <p>本件調達はどのようなものか。</p>	<p>本年9月に開催されるラグビーワールドカップ及び来年開催のオリンピック・パラリンピックにおける電波の監視業務に必要な機器を調達したものである。</p>
<p>（高橋委員）</p> <p>競争性を働かせるためにどのような工夫をしたか。</p> <p>結果として1者入札、高落札率であることをどう分析しているか。</p> <p>同種の調達で競争性が働いた事例はあるか。</p>	<p>本件の調達にあたっては、競争性を働かせるため入札公告前（調達実施部局の決裁文書）には3者から見積もりを徴収する工夫を行っていたが、結果的には1者応札となってしまった。</p> <p>昨年度電波監視用備品等の調達においては、競争性の働いた事例はなく、1者応札、高落札率が多かったことを踏まえると、複数者から見積書を徴収するだけでなく、調達する機器の数量をまとめたり、入札の公告期間を延長する等の対応が必要であると考えている。</p>
<p>（高橋委員）</p> <p>過去5年間の契約相手方との過去の契約状況は。</p>	<p>平成30年度 4件 35,600千円</p> <p>平成29年度 2件 11,217千円</p> <p>平成28年度 2件 9,303千円</p> <p>平成27年度 2件 10,900千円</p> <p>平成26年度の契約実績はなし。</p> <p>平成29年までの2件のうち、1件は機器を較正するための随意契約。残りは入札でしたが全て一者応札であった。</p>
<p>（高橋委員）</p> <p>1者入札の解決策は。</p>	<p>本件調達は、物品調達なので、本来であれば一者応札というのはあり得ないのだが、今回調達した機械もそうだが、電波の測定器というのは外国製品が非常に強い業界である。この案件についてもドイツ製の機械を、異な</p>

	<p>るメーカー1式ずつという調達になっている。</p> <p>本件調達の契約相手方はドイツのメーカーの日本人である。そこから代理店に卸す場合に、一次代理店と二次代理店に分かれており、同じものを購入する場合は一次代理店で購入した方が、当然取引額が安くなるため競争性は働かないと担当部局から聞いている。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>だとすると、入札公告期間を延長しても結果は変わらないのではないか。</p>	<p>打開策としては、予算要求の段階から調達する機器の組み合わせを考えていかないといけないと考えている。</p> <p>例えば、AメーカーとBメーカーの機器を一緒に調達できれば、異なる一次代理店同士が競争することになり、2者応札も可能となる。</p> <p>また、イベント期間に合わせた機器のレンタルという形での対応も検討しており、予算の効率化に努めていきたい。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>本省でも同様の調達をしているのであれば、予定価格等の情報提供を求めていますどうか。</p>	<p>今後は本省にも情報提供を求めています。</p>

【抽出案件5】（一般競争入札・総合評価落札方式）

- ① 避難所入退所管理等における公的個人認証サービスの利活用実現に向けた調査研究
② 公的個人認証サービスの利活用推進のためのアクセス手段の多様化に向けた調査研究
契約相手方：① 株式会社N T Tデータ、② 株式会社N T Tデータ
契約金額：① 214,920,000円（落札率 99.7%）、② 230,636,160円（落札率 99.7%）
契約締結日：① 平成30年10月30日、② 平成30年10月30日
競争参加業者：① 1者、② 1者

意見・質問	回答
<p>(片桐委員) 調達の具体的概要は。</p>	<p>①避難所入退所管理等における公的個人認証サービスの利活用を実現するため、実用化に向けた課題解決策の検討及び推進方策について調査検討するもの。 ②公的個人認証サービスのアクセス手段の多様化を目的として、スマートフォンから公的個人認証サービスを利活用できる環境や、ケーブルテレビから公的個人認証サービスを利活用できる環境の実現に必要な調査検証を行ったもの。</p>
<p>(片桐委員) 1者応札となった理由としてどのようなことが考えられるか。</p>	<p>①本調査研究は、より確実な事業実施等のため、調査を行う地域の自治体や企業等の協力を得ることを前提条件としていたところ。開札後に入札説明書をダウンロードした実績がある事業者に任意のアンケートを実施したところ、「自治体等との調整に係る社内の人員を割くことが出来なかった」、「類似調査業務の経験が十分でない」と判断した」などの各社の経営判断により応札を見送ったとの回答があった。 ②本調査研究は、より確実な事業実施等のため、具体的な省庁や企業等の協力を得ることを前提条件としていたところ。 開札後に入札説明書をダウンロードした実績がある事業者に任意のアンケートを実施したところ、「企業等との調整に係る社内の人員を割くことが出来なかった」、「類似調査業務の経験が十分でない」と判断した」などの各社の経営判断により応札を見送ったとの回答があった。</p>

<p>(片桐委員)</p> <p>1 者応札となった理由として、物理的な制約がなかったと言えるか。例えば、ソフトウェアライセンスの問題とか、技術的な問題とか、具体的には何が最も大きかったと考えるか。</p>	<p>新規業者が履行できない内容ではないと考える。ただ、マイナンバーカードは、カードの技術だけでなく、その裏で動くシステムがどうなっているかを理解していないと、数ヶ月でできるものではなく、技術的に高いものを求められる調達であるとは思うところ。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>本件調達内容はソフトウェア開発のウェットが高いと思われるが、開発したソフトウェアの技術というのは、新しい実用の開発がまた出てきたときに入札になると、かなり優位に立つことになっていく。</p> <p>どんどん狭まっていくような気がしているが、そのあたりは、例えばある程度そこで得られたノウハウ的なものを総務省自体が受け継いで、それを省で保有し、なおかつ開示可能なものは、仕様等で開示していくことによって、もう少し幅広く門戸を開くことが今後可能なのかどうかについてどのように考えるか。</p>	<p>一部可能だと思う。例えば、今回実証する中で、こういう仕様でやろうと思ったが、こういう制約があって、このようにして解決したというのは、当然実証の中で解決したものとして書いてあるので、同じことをほかのメーカーがやらなくてもいいという意味では技術的なハードルは、元々あったものよりは減っていると思う。</p> <p>一方で、マイナンバーのシステムというのは、J-LISとの契約等の関係で、セキュリティー上、外には出せないものがあるので、こういうような案件を積みかさねていって幾ら増やしても、関係性がないと習熟できないということもあると思う。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>そうすると、ある程度そこは切り出して、ほかの部分幅広く門戸を開けるようにする以外に方法はないということか。</p>	<p>はい。J-LISにしろ、制度を持っている自治部局にしろ、基本的には高どまりするのがうれしいわけではないと思われるので、セキュリティーにかかわらないような部分についてはなるべくオープンにして、全てとはならないと思うが、方向性としては、ご指摘のとおりオープンにしていきたい。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>これはほかの案件でも割とよく出てくる問題だが、自治体の協力が入札条件である場合に、うまく協力が得られないから入札に参加できないという理由が出てくるが、自治体を指定したりとか、自治体に口ききしたり依頼したりするのは、応札者にさせるのではなく、総務省がお</p>	<p>可能か不可能かというところでは可能であるが、当省で自治体を指定してしまうと、当該自治体がすでにA社のシステムを導入している場合、明らかに他者からするとA社が優遇された条件になってしまうので、どの者が提案しても優遇にならないような調整をしなければならず、今回のような単年度の調達に関してはオーバーヘッドがすごい長くなってしまっているので、メリット、デメリットがあ</p>

<p>膳立てすることはできないものなのか。</p>	<p>と思われる。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>それでは、例えば選ぶのは応札者が選ぶとして、実際に調整するのは総務省だったらできるか。</p>	<p>自治体の方々は自分の市町村や市民に対してどういうメリットがあるのかについての説明責任などがある。</p> <p>検証に対する協力費とかが入ってくるわけではないので、そういう意味では、何でA市だったらA市がやらなきゃいけないのかというのを市議会に説明しなければいけないので、そこに我々が間に立つのは困難である。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>初期の技術というのは、独占していくとどんどんキュームレイトして、その者以外ができなくなっていくということが、あちこちで起こっている。</p> <p>その者だけにどんどん有利な状況にならないようにするかというのはすごく大きな課題である。</p> <p>だんだん競争性がなくなるだけでなく、全体としての技術の共有ということに関して、例えばマイナンバーに関する技術の共有がすごく偏るとのは異常である。国が広く使おうとしているものなので、それはぜひ検討いただいて解決策を考えていただきたい。</p>	
<p>(有川委員)</p> <p>2件とも落札率が高いが、どのように分析しているか。</p>	<p>マイナンバー関係の調達は、発注元がほぼ当省か、内閣府で限定されてしまっており、また、政府全体の予算は、基本的にはどんどん減っており、なかなか新規の事業者を正直集め切れていないというのは反省点としてある。</p> <p>なるべく我々としてはできる部分と本当に難しい部分は切り分けて、かつ調達期間を長く確保し、新規業者の参入に努力したいと思っている。</p>